

令和 6 年 6 月 26 日現在

機関番号：14301

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2023

課題番号：18K00994

研究課題名（和文）チャクリー改革における中国的契機 植民地近代の再考と比較史の可能性

研究課題名（英文）The Chakri Reform and China/Chinese Issues: Rethinking Colonial Modernity and Comparative Perspectives

研究代表者

小泉 順子 (Koizumi, Junko)

京都大学・東南アジア地域研究研究所・教授

研究者番号：70234672

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,900,000円

研究成果の概要（和文）： シyamと東アジアをつなぐ地域的な視野のもとに、19世紀後半から20世紀初頭における華人の動きとシyam政府の対応に着目した複数の論考をまとめ、英語で公刊し、国際会議でも報告した。また起点となるバウリング条約締結（1855年）における王権の権威と中国の位置づけについて、新たな理解を示す論考をまとめた。さらに、それまで十分考慮されてこなかった華人の経済活動と条約改正の動きとの関係についても検討した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

ウェスタンインパクト的なシyam近代史の理解に対して、1855年のバウリング条約締結から、20世紀初頭における英・仏との条約改正交渉過程で、さまざまな場面で華人の動きが重要な考慮要件であったことが示唆される。他方、史料の面では、複数の言語史料の利用に加え、漢文印などの物質的な側面にも着目するなど、改めて「現物」の重要性も提起し、新たな議論を開く論点を提供している。

研究成果の概要（英文）： With a broader regional perspective linking Siam and East Asia, I have published several essays, including in English, discussing Chinese activities and the response of the Siamese government in the late 19th and early 20th centuries. In addition, a new understanding of the conclusion of the Bowring Treaty of 1855 and its implications for royal power in the context of China issues has also been presented.

研究分野：タイ近代史

キーワード：チャクリー改革

様式 C - 19、F - 19 - 1 (共通)

1. 研究開始当初の背景

19世紀後半から20世紀初頭におけるシャムの近代化政策たるチャクリー改革に関する研究は、1855年のイギリスとの修好通商条約(通称パウリング条約)の締結を起点とし、イギリス・フランスによる植民地化の脅威・領土割譲の危機への対抗、不平等条約の改正に向けた制度改革、近代国家形成、独立維持に尽力した愛国的王族エリートの役割などを検討することに力が注がれてきた。

その後王朝史的な理解を批判し、チャクリー改革と周辺の植民地化された地域の王権や植民地権力による政策との類似性などを指摘する問題提起をきっかけに、シャムの植民地主義的側面にも関心が集まった。国境制定、境界域への関与、領土主権をめぐる地理的認識の転換といった側面に対する関心も高まったが、ウェスタン・インパクト的な枠組みは再考されるに至らなかったのではないか。その一方で、朝貢関係が中断して以降のシャムと中国との関係や国内の華人の存在は、経済史的関心やナショナリズムに関わる議論において検討されるものの、それ以外の論点は看過されがちであった。

2. 研究の目的

アジアで独立を維持した数少ない国の一つであったシャムは、19世紀中葉から20世紀初頭にかけて植民地化の脅威に直面し、それに対抗して、領土の一部を英仏に割譲する一方、領事裁判権撤廃など不平等条約改正を目指し、西洋をモデルとした近代化政策(チャクリー改革)を進めたとされてきた。こうした理解に対して、本研究は西洋諸国との関係を基点とする既存の研究の中で十分に光があてられてこなかったシャム国内の華人の動きや中国との関係に着目して、チャクリー改革の再考を試みる。

3. 研究の方法

本研究は、タイ国立公文書館、タイ国立図書館をはじめとする各地の公文書館や大学図書館において所蔵される未公開アーカイブ史料および新聞や雑誌などの同時代史料の収集・検討に基づく実証的歴史研究を基本とする。

利用する史料は、タイ語史料を中心とするが、イギリス、日本、香港、台湾など、複数の地に所蔵される複数の言語の史料も含み、これらを相互につきあわせることによる多面的分析を心掛ける。

また印璽などの文字史料以外の史料にも目配りして、分析に取り込む可能性を模索する。

史料を利用するにあたっては、史料が作られた歴史的文脈に留意して、史料自体の政治性を踏まえた理解に努める。

4. 研究成果

1855年におけるイギリスとの修好通商条約締結をめぐる交渉過程に関わる史料の見直しから、例えば従価5%という低率の輸入関税は、イギリスによる強制というよりも、シャム側から提起されている可能性が高いことなどが判明した。また条約締結直後、モンクット王は、「ロートー(ラクダ)印」と称される暹羅國王之印と刻まれた印を公印としてイギリスで刊行されていた新聞紙上に掲載し、加えてパウリングなどイギリス人に対して発給した文書にもこのロートー印を使用していたことも確認することができる。さらに、パウリング条約締結を契機に、モンクット王は自らが保有する西洋式帆船や蒸気船を増加させ、シンガポールや華南との貿易に乗り出していったこと、そして中国や対中国貿易に関わるイギリス人を、当初は私的エージェントとして、後に各地の領事に任命して、活用しようとしたこともみてとれる。王室独占貿易の廃止というより(再)構築ともみえるこうした動きから、モンクット王は、イギリスのチャネルを利用して中国貿易の主導権を握り、条約という形で間接的に中国と対等の地位を獲得し、さらに中国的な

権威の象徴を創出し、シャムの中国系商人や対中国貿易を統括する君主をもめざしていたといえないだろうか。チャクリー改革の前提となる西洋諸国との条約関係において、王自らが王の権威を如何に位置づけ、表現しようとしていたのか、そこに旧来の中国との関係はいかに関わっていたのかという論点について、より深く検討すべきことが示唆される。

他方、パウリング条約を始めとする西洋諸国と締結した条約には酒の関税に関する規定が含まれていなかったことから、1860年代半ばに酒の輸入増大がまずフランスとの間で問題化し、さらに1870年代後半には安価な輸入中国酒の販売が、シャム国内の酒の徴税請負人の利益を損ない徴税請負人との間でトラブルとなり、これが税収減を招いたため政府も危機感を高めることとなった。そして中国酒の販売に条約国の領事のもとに登録して臣民のステータスを得た華人が関わっているケースが多発したことから、事態は外交問題ともなった。結局、1880年代半ば、イギリス、ポルトガル、フランスなど条約締結国と個別に交渉して改正が成り、酒に対する物品税の支払いを義務づけ、輸入酒販売のライセンス制度が導入されるが、いわば最初の条約改正ともいえるべき動きが、無条約国たる中国産の物品の流入を契機にしていたことに留意すべきではないだろうか。その後、1890年代末には、シャムの官僚の中から、国内産業の創生振興を念頭に、中国からの輸入品の関税自主権獲得の必要性を指摘する意見も示されるようになるなど、西洋諸国による自由貿易や領事裁判権の強制とそれに対する対応という側面だけでは捉えきれぬ状況が生じていた点にも注意を払う必要があると思われる。

なお、19世紀後半から20世紀初めは、華南からの移民が急増した時期でもあった。形成された華人コミュニティの統治を担ったのはプラヤー・チョドゥックラーチャセッティーという欽賜名で知られる港務左局の長であったが、チュラーロンコーンの治世初期には、摂政チャオプラヤー・シースリヤウォンおよびその親族が、アヘンなどの徴税請負の利権を掌中に収め、それを介して華人に対する影響力を保持し、華人同士の争いの調停にも関与した。シースリヤウォンの没後、1880年代中葉以降、王権による中央集権化の動きが顕著になるが、華人に関わる利権の回収という点でも重要であったと思われる。シャム政府は、王朝政府に忠実な華人を重用しながら、シンガポールにおける政策を参照しつつ法律を制定して秘密結社などの活動を規制し、また1900年代後半にはイギリス・フランスと条約改正交渉によってアジア系臣民・保護民に対する裁判権や課税権を回復していったが、実効性に課題が残された。一連の過程で、背後に華人保護を理由に条約締結を主張する可能性がある清朝が控え、政治的に無力な外部者とは言い切れぬ華人の存在の重みが浮かび上がる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 2件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 小泉順子	4. 巻 239
2. 論文標題 国王モンクットとシャム・イギリス修好通商条約(1855)	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 国立歴史民俗博物館研究報告	6. 最初と最後の頁 75 94
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Junko KOIZUMI	4. 巻 37 (2)
2. 論文標題 Chinese "Secret" Societies in Siam in the Late Nineteenth and Early Twentieth Centuries	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 East Asian Studies	6. 最初と最後の頁 39-82
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 1件/うち国際学会 1件）

1. 発表者名 小泉順子
2. 発表標題 Vicissitudes of a Second-Generation Chinese in Siam in the Latter half of the Nineteenth Century
3. 学会等名 International Conference on Positioning Chinese Diasporas in Southeast Asia (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計5件

1. 著者名 重松伸司他	4. 発行年 2023年
2. 出版社 集英社	5. 総ページ数 927
3. 書名 アジア人物史 11 世界戦争の惨禍を越えて(「ラーマ五世」など)	

1. 著者名 吉澤誠一郎・林佳世子編集責任	4. 発行年 2022年
2. 出版社 岩波書店	5. 総ページ数 304
3. 書名 世界歴史 17 近代アジアの動態 19世紀(「焦点: 近代シャムにおける王権と社会」)	

1. 著者名 小泉順子	4. 発行年 2022年
2. 出版社 ミネルヴァ書房	5. 総ページ数 378
3. 書名 「シャムの自立」吉澤誠一郎監修・石川博樹他編著『論点・東洋史学：アジア・アフリカへの問い158』	

1. 著者名 小泉順子	4. 発行年 2022年
2. 出版社 京都大学東南アジア地域研究研究所	5. 総ページ数 107
3. 書名 「トンチャイ・ウィニツチャクン 2003『地図がつくったタイ 国民国家誕生の歴史』石井米雄(訳) 明石書店」中西嘉宏・片岡樹編『初学者のための東南アジア研究』	

1. 著者名 飯島明子・小泉順子(共編著)	4. 発行年 2020年
2. 出版社 山川出版社	5. 総ページ数 528
3. 書名 タイ史	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------